

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和 7 年(2025年) 8 月18日

山口県知事 村岡 嗣政

1 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(1) 業務の名称

令和 7 年度 公共事業労務費調査業務委託

(2) 業務の概要

公共工事に従事する労働者の賃金の支払実態の調査 一式

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 8 年 1 月30日まで

(4) 履行場所

山口県内

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号いずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和 4 年山口県告示第 179 号）に基づく資格審査において、調査・分析について、第 1 希望、第 1 優先として申請し、かつ、特 A 等級又は A 等級に格付されている者であること。

(4) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(5) 県内に本店、支店又は営業所等を有していること。または、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 平成 27 年 4 月 1 日からこの公告の日までの間に、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 108 条に規定する賃金台帳に基づいて労働者の賃金を調査する業務を施行した実績を有していること。

イ 平成 27 年 4 月 1 日からこの公告の日までの間に、労働者の賃金を調査し、それを含む刊行物等を発行した実績を有していること。

3 契約条項を示す場所

山口市滝町 1 番 1 号 山口県土木建築部技術管理課

4 入札説明書及び仕様書の交付

この公告の日から令和 7 年 8 月 29 日までの午前 9 時から午後 5 時までの間、山口県土木建築部技術管理課から電子メールにて随時交付することから、同課技術指導班(電話 083-933-3636)に連絡すること。

5 入札を執行する場所及び日時

(1) 場所

山口市滝町1番1号 山口県庁12階 入札室

(2) 日時

令和7年9月1日 午前11時

(3) その他

本入札は、郵送による入札を可能とする。

6 入札保証金

免除する。

7 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 電信による入札

(3) 記名のない入札

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 県内に本店、支店又は営業所等を有していない者は、入札参加資格の要件の確認に必要な同種業務施行実績、又は労働者の賃金を含む刊行物等の発行実績について記載した書類を令和7年8月25日午後5時までに山口県土木建築部技術管理課に提出すること。なお、その確認結果を令和7年8月29日までに書面により届くよう発送する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約申込金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札者は、入札書を提出する際に、別に定めるところにより、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した内訳書を提出しなければならない。

(4) 契約保証金の納付については免除とする。

(5) この公告後に、2(3)に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和7年8月25日午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(6) 詳細については、山口県土木建築部技術管理課（電話083-933-3636）に問い合わせること。